



お知らせ

償却資産申告書の提出をお願いします

本庁税務課

市内で事業をされている全
ての方(法人・個人)は必ず
償却資産の申告を期日までに
行ってください。

「償却資産」とは、事業の
ために使用する構築物、機械
器具、備品などの有形資産を
言います。例えば、ミシンを
家庭用として使用している場
合は課税対象となりません
が、縫製工場などで事業用と
して使用している場合は償却
資産として課税の対象となり
ますので申告が必要です。

【対象者】

会社、工場、商店、駐車場
アパート経営など、市内で事業
を行っているすべての事業主

【課税の対象例】

①構築物(駐車場などに使用
しているアスファルト舗装、
車止めなどの設備、広告塔、
門、塀、その他土地に定着す
る土木設備など)

②機械および装置(工作機械、

印刷設備、土木建設機械(ブ
ルドーザなど)、公衆浴場設
備(かま、温水器など)、そ
の他各種製造設備などの機械
類)

③車両・運搬具(フォークリ
フト、構内運搬具、その他車
両運搬具など ※自動車税の
対象となる車両は除く)

④工具・器具および備品(ミ
シン、事務用備品(机、棚、
パソコン、エアコンなど)、理
容美容器具(化粧台、鏡など)、
遊戯器具(ゲーム機、パチン
コ台など)、看板、医療用器
具(診療台・レントゲン機器
など)その他各種工具・器具
など)

※なお、リース機器などは、
貸与主が課税の対象となりま
すので、所定の欄にリース先
を記入する事が必要です。

【提出締切】

1月31日(木)

【申告書の入手方法】

12月上旬に発送しています
ので、届いていない場合はご
連絡ください。市ホームページ
(<http://city.igaki.jp/>)か
らダウンロードできます。

【提出方法】

申告書に必要な事項を記入の
上、郵送または直接ご提出く
ださい。

【受付窓口】

本庁税務課
各支所総務振興課

【問い合わせ】

本庁税務課
☎ 22・9614

「どほう 土芳を偲ぶ俳句会」を開催します

本庁文化国際課

芭蕉さんの伊賀の門下の中
心人物として活躍し、芭蕉の
俳論を後世に残した蓑虫庵主
服部土芳を偲び、俳句会を開
催します。

これを機会に俳句作りをし
てみませんか？

【とき】 1月18日(金)

開場 午前11時30分

受付(投句用紙配布) 正午

投句締切 午後0時30分

開会 午後0時45分

【ところ】 市役所北庁舎

第10会議室

【選者】(敬称略・五十音順)

谷本昌子、浜地和恵、藤井

充子、山村勝子

【投句数】 1人3句以内

【参加費】 無料

(後日句集を送付します)

【問い合わせ】

本庁文化国際課
☎ 22・9624

法務局上野支局の移転・庁名変更と 名張出張所の統合について

津地方法務局上野支局は、庁舎新営に伴い平成20年1月21日(月)から庁舎を移転し、併せて庁名を「伊賀支局」に変更します。

また、津地方法務局名張出張所は、平成20年2月8日(金)を最後に閉庁し、2月12日(火)から同局伊賀支局(現上野支局)へ統合されます。

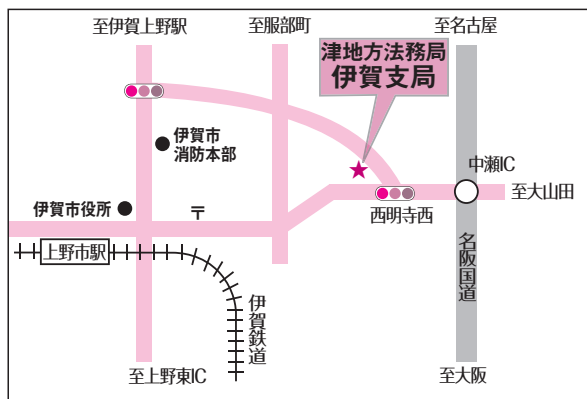
これに伴い、名張出張所で取り扱っていた名張市と伊賀市青山支所管内の土地・建物や名張市の会社・法人の登記事務は伊賀支局で取り扱います。

なお、統合の実施に当たり、移転作業などで何かとご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ▶ 庁名 津地方法務局伊賀支局
- ▶ 郵便番号 〒518-0007
- ▶ 所在地 伊賀市服部町三丁目117番地1
- ▶ 電話番号 ☎ 21-0804 (代表)
☎ 21-0811 (登記直通)

【問い合わせ】

津地方法務局総務課 ☎ 059-228-4191



伊賀市の指定ごみ袋

※青山支所管内を除く

見直し中です

平成19年1月から実施している指定ごみ袋の、デザインや材質を9月頃に変更しましたが、市民の皆さんから「初回のごみ袋に戻して」「入る量が少なくなった」「袋が弱く、破れやすくなった」「透明すぎる」などのご意見をたくさんいただきました。

そのため、新たなごみ袋の作成を進めています。

今後ともごみ分別収集・減量化にご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】

本庁清掃事業課
☎20-1050



【問い合わせ】

伊賀市選挙管理委員会
伊賀市明るい選挙推進協議会
☎22-9601

- ◆「贈らない、求めない、受け取らない」をモットーに、公正かつ適正な選挙に心掛けましょう。
- ◆「**寄附とは**」
 - ・町内会の集会や旅行などの催し物へ寸志や飲食物の差し入れをする
 - ・入学、卒業、就職、出産などのお祝いに金品を贈る
 - ・花輪や供花を贈る
 - ・地域の行事やスポーツ大会へ飲食物の差し入れをする

市民大学講座 第6回

教育委員会生涯学習課

【とき】 1月22日(火)

午後1時30分～3時

【ところ】

伊賀市中央公民館

【内容】

【講師】 皇學館大学福祉学部

准教授 松田美智子さん

【演題】 『高齢期の健康についてー介護予防に焦点をあててー』

【問い合わせ】

教育委員会生涯学習課

☎22-9679

明るい選挙の推進 (三三三運動)

選挙管理委員会

12月は明るい選挙推進強調月間です。県内有権者に対して「明るくきれいな選挙(三三三運動)」を推進します。

「三三三」とは、政治家の寄附について「贈らない、求めない、受け取らない」ということです。つまり、「三三三運動」とは、公職選挙法



の規定によって禁止されている寄附行為をしないようにしようという運動です。

公職選挙法では、冠婚葬祭などの日常のつきあいとして一般に行われている寄附であつても、政治家はこれを行うことができません。政治に携わる人はもちろんのこと、有権者一人ひとりが認識を深め、自覚することが必要です。

「贈らない、求めない、受け取らない」をモットーに、公正かつ適正な選挙に心掛けましょう。

インフルエンザに気をつけて!

「インフルエンザ」とは、インフルエンザウイルスの感染によって起こる病気で、気温が下がって空気が乾燥する冬場に流行する、わが国最大の感染症です。

インフルエンザが冬場に流行するのは、空気が乾燥すること、また寒くて乾燥した空気は気道粘膜の抵抗力を弱めるなど、すべての面でインフルエンザにかかりやすい条件が整っているからです。

インフルエンザは、普通のかぜと比べて感染力が強く、急激に発熱、寒気、頭痛などで発症し、38度以上の発熱、筋肉痛や関節痛などの全身症状を伴います。また高齢者や乳幼児、慢性疾患のある方がインフルエンザにかかると、肺炎などの合併症を招くなど重症化しやすく、死亡するケースもあるので特に注意が必要です。

インフルエンザの最も効果的な予防法は、流行前に予防接種を受けることですが、その他にも日常生活で気をつけたいことがあります。次のことを実践し、インフルエンザにかからないようにしましょう。

インフルエンザの予防対策

- * 外から帰ったら、せっけんで手を洗い、うがいをしましょう。
- * できるだけ人ごみは避けましょう。
- * バランスを考えた食事と、十分な睡眠をとり、体調を整えましょう。
- * 体調が悪くなったら、自分で判断をせず、早めに医療機関を受診しましょう。
- * 室温は20度前後に保ち、湿度は50～60%くらいが理想です。
- * 部屋の換気は定期的に行きましょう。

※市では、65歳以上の方、小学校就学前の乳幼児には接種費用の補助・助成制度があります(本紙10月15日号参照)。乳幼児インフルエンザ助成の申請締め切りは2月29日(必着)です。助成対象接種期間内に受けられた方は、早めに申請してください。

【問い合わせ】 本庁健康推進室 ☎22-9653